

日本の出版界と出版物の著作権について

一般社団法人 日本書籍出版協会（書協）

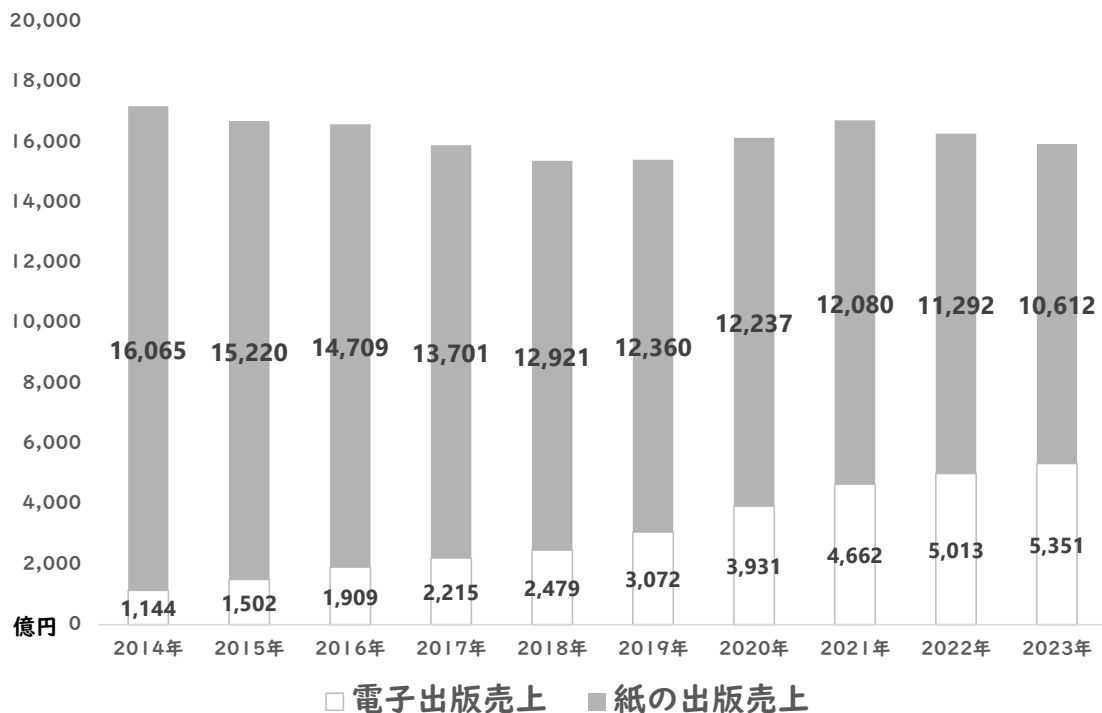
出版界の概要

2023 年販売金額

書 籍	6,194 億円	（対前年比 -4.7%）
雑 誌	4,418 億円	（ 同 -7.9%）
合 計	1 兆 612 億円	（ 同 -6.5%）
書籍新刊発行点数	64,905 点	（約 180 点／日）
発行雑誌銘柄数	月刊誌	2,309 銘柄
	週刊誌	80 銘柄
電子出版	5,351 億円	（対前年比+6.7%）

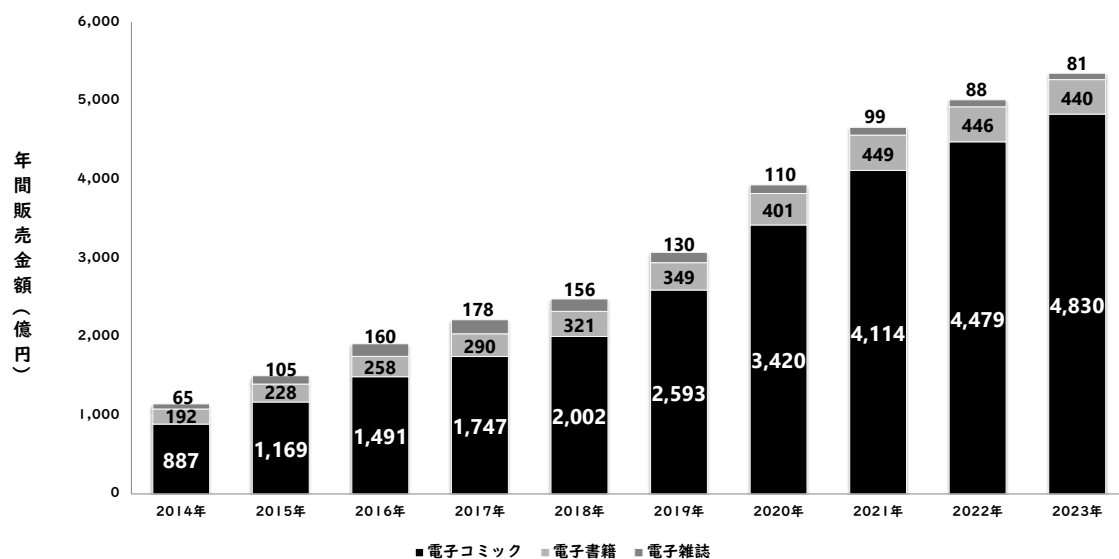
（出版指標/出版科学研究所）

◎紙と電子の出版物販売額の推移



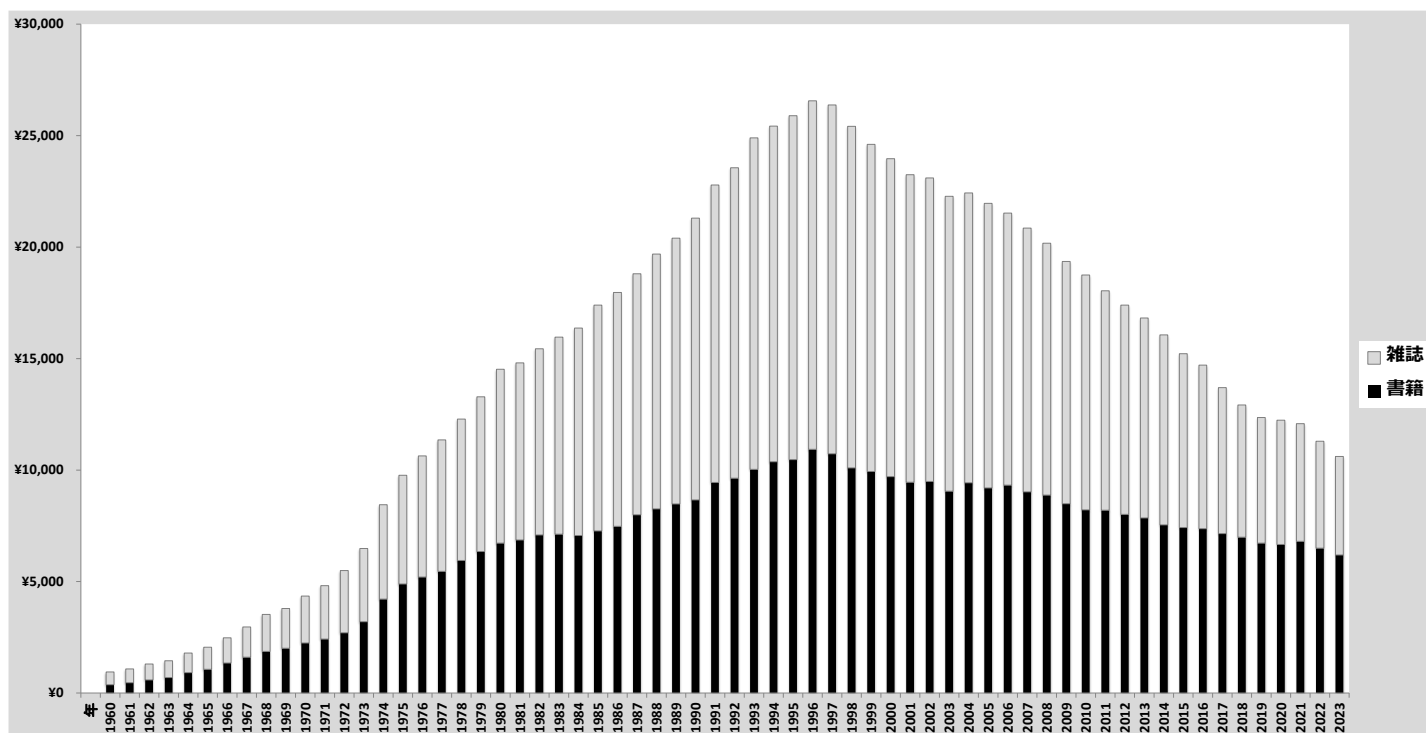
（出版指標年報、出版指標/出版科学研究所）

◎電子出版物販売額の推移



(出版指標年報、出版指標/出版科学研究所)

◎紙の書籍と雑誌の売上の推移 (1960年～2023年)



(出版指標年報、出版指標/出版科学研究所)

出版物の利用に関する留意点

① 既存の出版物を利用する場合

利用の種類	許諾の取り方	使用条件等
複製	公益社団法人日本複製権センター、JCOPY（一般社団法人出版者著作権管理機構）等の管理団体あるいは出版社に直接連絡する。JCOPYは、電子的複製の許諾も受けつけている（ P.7 参照 ）	日本複製権センターの管理著作物は1頁当たり4円（出版物の30%または60頁以内のいずれか少ない方、複写部数は20部以内、内部利用に限る。新聞のクリッピングサービスは対象外）。JCOPYは、出版物ごとに使用料単価が異なる（1頁当たり20円～200円程度）。
ホームページへの利用	出版社を通して著作権者に連絡し、複製権及び公衆送信権（送信可能化権）の許諾を得る。	許諾条件は個々のケースで異なる。（※ P.10 B 参照 ） 「引用」の範囲内であれば許諾は不要。
転載	出版社に連絡。 著作権者の許諾に加え、出版権者の許諾が必要な場合もある。	「引用」の要件を満たさない転載は許諾が必要。
引用	著作権法32条の要件（公正な慣行に合致、引用の目的上正当な範囲内。右使用条件も参照）を満たしていれば不要。	①主従関係（利用の必然性、必要最小限） ②明瞭に区別できること ③出所明示を行うこと（引用個所に隣接して表示することが望ましい）
朗読 （録音図書の作成）	出版社を通して著作権者の許諾を得る。	非営利無料等の口述の場合（著作権法第38条1項）は許諾を要しない。 著作権法施行令第2条第1項の図書館等では録音図書作成を著作権者の許諾なしに行うことが可能。
翻訳	【外国語→日本語】 原書の出版社に連絡。欧米では出版社が著作権者から権利譲渡を受ける等、著作権者の代理人になっているケースが多い。既存の翻訳著作物の利用については、翻訳者（翻訳書出版社）の許諾も必要。 【日本語→外国語】 出版社を通して著作権者の許諾を得る。	原書の出版社と直接契約するか、リテラリーエージェントという仲介業者を通して契約を結ぶ。商業出版物は、原書出版社と翻訳書出版社の間で契約を結ぶことが通例。

※上記は一般的な例示。出版社が著作権者から委任を受けて処理できる事項は、著作権者と出版社との出版契約の内容に応じて個々の場合で異なる。また、日本書籍出版協会作成の出版契約書（ヒナ型）は、右記から入手することができる。 <https://www.jbpa.or.jp/publication/contract.html>

② 出版物を制作する場合

出版物を制作したり、出版物に自分の著作物を掲載する場合は、原則として契約を結ぶことになる。契約は文書による場合と口頭での場合があるが、いずれの場合でも以下の点に留意し、契約内容に関し当事者間での合意事項を確認しておくことが必要である。

1. なにに使用したいか

- 出版物は特定されているか。重版することも想定されているか。
- 他の出版物、他の媒体（電子書籍、オーディオブック、CD-ROM、インターネットなど）への転用はできるか 等

2. どのように使用したいか

- 著作物の全部か一部か、ダイジェストも認められているか。
- 翻訳について認められているか。
- 美術・写真等については、トリミング等の部分使用も認められているか。

3. なにに対する対価か

- 支払われる対価は、その対象となる範囲、部数（増刷分まで含むのか）が明確に取り決められているか。

③ さまざまな著作物等の利用

出版物には多種多様な著作物が利用される。その著作物の種類ごとに利用にあたっての留意点を示す。

a. 仏像、社寺等の写真

- 被写体の著作権保護期間が切れていても、それを撮影した写真の著作権はある。
- 被写体の所有者が、所有権・管理を根拠にして撮影料を要求したり、使用方法を制限したりする場合がある。

b. 古典の校閲、注釈

- 古典作品自体は著作権保護期間が経過している。
- 校閲をしたり、注釈をつけたりする場合、そこに著作権が発生する場合がある。
⇒ たとえば、源氏物語の原文を複製することは自由。しかし、既存の古典文学全集の版面をそのまま複製すると、著作権処理を必要とする場合がありうる。

c. 実験データの図表

- 著作権は創作的な表現を保護するもの = 単なるデータは著作物でない。
- データを図表に構成した場合、編集著作物となる場合がある（第12条）。
= データの選択又は配列に創作性を有する場合

d. 地図

- ・ 地図は著作権法 10 条 1 項 6 号にて著作物とされ、著作権で保護される。
- ・ また、地図をイラスト化したものは美術の著作物とみることでもある。
- ・ 国土交通省国土地理院の地図を利用する際には、申請が必要な場合あり。詳しくは国土地理院の HP を参照。

★国土地理院の地図の利用と測量成果の複製・使用申請について

⇒ <https://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index.html>

★国土地理院の地図の利用手続フロー（改正後）

⇒ <https://www.gsi.go.jp/common/000223838.pdf>

e. 生け花、料理、ファッション

- ・ 生け花は著作物である場合がある。
当然、生け花は枯れてしまうので、写真等として残る。
＝ 華道家の著作権 & 写真家等の著作権の処理が必要
- ・ 料理の盛り付けには著作権がないといわれているが、それを撮った写真は著作物として保護される可能性がある。
- ・ 料理のレシピ自体は著作物ではないとされているが、レシピを創作的に表現した文章や写真は著作物として保護されるので、料理本やブログへの転載等は許諾が必要。
- ・ ファッションも著作物ではないと考えられる場合が多い（意匠権が働く場合はありうる）。ただし、ファッション画は著作物である場合が多い。

f. 入学試験問題

- ・ 入学試験問題に著作物を利用することは制限規定で認められている（第 36 条）。
- ・ 入学試験問題自体は、著作物である場合が多い。
- ・ 入学試験問題を複製する場合
⇒ 試験問題の著作権 & 使用された著作物の両方の権利処理が必要になる。
⇒ 文藝作家の著作物については、(公社)日本文藝家協会が管理しているものも多い。

g. 書簡

- ・ 書簡も著作物である場合が少なくない。
ただし、単なる時候の挨拶などは著作権が否定される場合が多い。
- ・ 未公表の書簡は、書いた者の公表権（著作者人格権）が働く。
＝ 受取人の一存では公表できない（財産権の保護期間が経過した後も著作者人格権は存続する）。
⇒ 引用する場合にも著作者の許諾が必要。
- ・ ウェブサイト上の掲示板への投稿も著作物であり、転載には許諾が必要との判決が出されている（東京高裁平成 14 年 10 月 29 日）。

h. 本の装幀、デザイン、題号

- ・ 装幀そのものは、原則として著作権の対象ではないとされているが、そっくりの装幀、デザインは、著作権侵害と判断された例もある。場合によっては不正競争防止法上の問題になる可能性もある。
- ・ 表紙・カバーに写真・美術の著作物等が掲載されている場合、権利処理が必要な場合が

ある。

⇒ 現実には、書評等で表紙の写真を掲載することが黙認されているケースはあるが、法律上の原則としては著作物の複製にあたり、権利処理が必要。

- 題号（書名）は、原則として著作物ではないとされている。

i. アイディア、企画、構成

- 出版物のアイディア、企画、構成自体は著作権の対象にならない場合が多い。
- しかし、それらが具体的な表現形式として表わされた場合、著作権の保護を受けることもありうる。

j. 書体、フォント、タイプフェイス

- 一般的に、書体やフォントには著作権が認められないケースが多い。
- 一方で、書道家の書のように美術の著作物として認められるようなものなどには、著作権が発生する可能性がある。
- また、フォントを組み込んだプログラムには、それ自体には著作権が発生している可能性が高い。
- 無償、有償問わず頒布されているフォント等を使用する際には、利用規約を確認すること。

k. ロゴマーク

- 企業名や商品名、ブランドなどに用いられるロゴマークの多くは、著作権ではなく商標権で保護されている。

l. 著作物性が無いもの（著作権で保護されないもの）、保護期間が切れたもの

- 著作権が発生していない、著作権で保護されていないものだからと言って、自由に使うてよいとは限らない。商標権等、他の権利への配慮が必要な場合がある。
- 著作権の保護期間が満了しているものでも、著作者人格権には配慮して利用すること。

※日本書籍出版協会ウェブサイトでも、出版物に関する著作権 Q&A を公開しております。

⇒ <https://www.jbpa.or.jp/copyright.html>

出版界における著作権問題等

1. 電子出版の普及と法制度

- ネット配信による著作物の頒布
2022 年の電子出版物市場規模は 5,013 億円、前年比 7.5% 増と伸び幅は鈍化。電子コミックが 4,479 億円で売上げの 89.3% を占めている。
- 出版権に関する著作権法の条文が 80 年振りに改正され、出版権を設定できる対象が電子書籍に拡大された（施行＝2015 年 1 月 1 日）。これに関連して、書協作成の出版契約書ヒナ型も改定を実施。書協ウェブサイトから解説を含め入手可能。

<https://www.jbpa.or.jp/publication/contract.html>

2. 図書館資料公衆送信の補償金制度創設

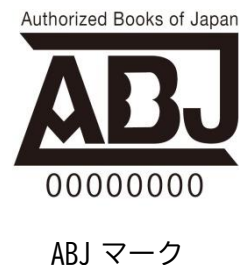
- 全国の各図書館等に利用者が補償金を支払うことによって、資料の一部分を図書館から利用者にメール等で送信することが可能になった、図書館等公衆送信補償金制度が創設（2021 年法改正）。2022 年 9 月に補償金受取団体として SARLIB（一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会）が設立され、2023 年 3 月には文化庁より補償金額が認可された。SARLIB の HP にて[ガイドライン](https://www.sarlib.or.jp/)、[補償金規程](#)等が公開されている。
⇒ <https://www.sarlib.or.jp/>

3. 教育利用に関する補償金制度の導入

- 授業の過程で著作物を公衆送信によって配信する場合を、補償金付きで権利制限の対象とする法改正が 2018 年に成立。補償金受取団体として SARTRAS（一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会）が設立。2021 年度に有償の補償金制度が開始（2020 年度は特例で無償）。詳しくは SARTRAS の HP を参照 ⇒ <https://sartras.or.jp/>

4. ネット上での海賊版問題

- インターネット上でコミック、文芸、写真集等の海賊版が蔓延。これに対して出版界では、出版広報センターを中心に、各社で運営する SNS 等によって、「STOP! 海賊版」のキャンペーンを展開。さらに、合法サイトを識別するための「ABJ マーク（Authorized Books of Japan）」を制定し、2018 年 11 月から運用開始。
一般社団法人 ABJ：<https://www.abj.or.jp/>
- 2020 年の著作権法改正により、リーチサイト運営の違法化（2020 年 10 月施行）、インターネット上の出版物の海賊版の DL の違法化（2021 年 1 月施行）がなされた。
出版広報センターHP：<https://shuppankoho.jp/>



5. コピー問題

- 日本複製権センター <https://jrrc.or.jp/>
⇒ 包括許諾契約（2015 年 4 月 1 日からは単価 4 円）による権利処理
- 出版者著作権管理機構（JCOPY） <https://www.jcopy.or.jp/>
⇒ 自然科学系の学術・専門書誌をはじめ商業出版社の発行する出版物についての権利処理を行う。出版物の PDF 化のような電子的許諾についても 2015 年 4 月から許諾可能に。

6. お話会・読み聞かせ団体等による著作物の利用について

- 児童書出版者・著作者懇談会（児童書の著作者三団体+書協児童書部会）が作成・公表。
⇒ お話会・読み聞かせについての著作権に関する留意点を周知し、適正な方法によるお話会・読み聞かせを奨励。特に著作者人格権についての配慮を要望している。
以上（2024）

一般社団法人 日本書籍出版協会 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1 - 32

<https://www.jpba.or.jp/> E-mail info@jpba.or.jp

読み聞かせ団体等による著作物の利用について

－お話会でも、作者の許可がいるの？－

近年、各地で子どもたちを対象とした読み聞かせやペープサート、パネルシアターなどの上演が盛んになっています。その際に、絵本や童話作品が使われていますが、これらの作品に作者の著作権がはたらいっていることは意外に意識されていません。

「著作権」とは、作品に付随する諸権利がそれぞれの著作権者（多くの場合、イコール作者ですが、故人の場合は遺族などが著作権を引き継ぎます）のものであることを認めたもので、これを法的に制度化したものが「著作権法」です。著作権には、作者がそこから経済的な利益を受けることができる「財産権」と、本人の意思に反して改変されたりしないなどという「著作者人格権」があります。

ボランティアによる朗読会や上演会の場合などでも、入場料を取るなどの場合は作者の許諾が必要ですし、お金が介在しない場合でも著作者人格権との関わりで、作者の了解が求められるケースが少なくありません。

著作者にとって自分たちが作り上げた作品が、さまざまな形で子どもたちのもとに届けられるのはうれしいことです。わたしたち児童書の作者と出版社では、そうした場での著作権の取り扱いがスムーズに運用されることを願って、このたび簡単な手引きを作成しました。絵本や児童文学作品の作り手と渡し手が、共に手を携えて作品世界の楽しさを子どもたちの心に届けられるよう、この手引きを活用されることを願っています。

2006 年 5 月

旧 児童書四者懇談会／参加団体

（現：児童書出版者・著作者懇談会）

日本児童出版美術家連盟

日本児童文学者協会

日本児童文芸家協会

日本書籍出版協会児童書部会

日本書籍出版協会

TEL 03 (6273) 7061

<https://jbpa.or.jp/>

「お話会・読み聞かせ団体等による著作物の利用について」

■ 下記の場合は、著作権者に無許諾で利用できます。

著作物	著作権の内容等	著作権法
A. 保護期間の過ぎた著作物	● 公有（public domain）といわれる。国民の財産とされ、無許諾で使える。	51～58 条
1. 日本人の著作物	● 著作者の死後 70 年経過（死去の翌年の 1 月 1 日起算）すれば公有が原則。団体名義のものは公表後 70 年。	51 条 53 条
2. 外国人の著作物	● 海外著作物も日本の著作物と同様の保護がされているが（死後 70 年原則）、原著作者の他、翻訳者の二次的著作権がある場合が多いので注意が必要。また、第二次大戦前、大戦中刊行の連合国の著作物には戦時加算が最大約 11 年加算されるため、保護期間が長くなっているものもあり注意が必要。	58 条
B. 保護の対象にならない著作物	● 憲法その他の法令など、著作物であっても国民に広く開放して利用されるものは、著作権法上の保護を受けない。	13 条
C. 「著作権の制限」規定により例外的に無許諾で利用できるもの（お話会等に関係するもののみ）	● 著作物の利用には著作権者の許諾を得るのが原則だが、全てに適用すると、文化的所産である著作物の円滑な利用を妨げることになるため、例外的に著作権者の権利を制限して、著作権者に無断で著作物を利用できるルール。	30～49 条
1. 私的使用のための複製	● 家庭内など限られた場所における少部数の複製は許されている。	30 条
2. 図書館等における複製	● 図書館内において著作物の一部分のコピーを、1 人につき 1 部提供すること。	31 条
3. 学校その他の教育機関における複製	● 担任、授業を受ける者は授業に使う場合に限り、コピーすることができるが、部数及び態様が著作権者の不利益になるときは、この限りでない。	35 条
4. 点字による複製等	● 営利・非営利にかかわらず、公表された著作物は点字により複製できる。	37 条
5. 視覚障がい者等のための複製等	● 図書館、盲学校などでの視覚障がい者等のための録音・テキスト化等は認められている。ただし、同じ形式で作成されたものが市販されている場合や作成したものを他の目的で使うことは許されない。	37 条 3
6. 非営利の上演等 （上演、演奏、上映、口述、読み聞かせ等）	● 営利を目的とせず、かつ観客から料金を受けず、かつ実演・口述する人（児童書を朗読する人）に報酬が支払われない場合に限り無許諾で利用できる。 ★なお、本手引きにおいては、実演・口述する人への交通費等の支払い、ボランティアの交通費・昼食代および資料費、会場費等のお話会の開催にかかわる経費に充当するために観客から料金を受ける場合は、無許諾で利用できることとします。	38 条
7. 引用	● 公表された著作物は、公正な慣行（引用される部分が「従」で自ら作成する著作が「主」であること、引用文であることを明確に区分できること、出所の明示等）に合致した形であり、報道、批評、研究その他引用の目的上正当な範囲内であれば、引用することができるが、争いになることの多い微妙な部分もあるので要注意！	32 条
以上の「著作権の制限」により無許諾で利用できる場合でも、変形・翻案しての使用は原則として許諾が必要（1. 私的使用のための複製、3. 学校その他の教育機関における複製、を除く）。 ★右ページの「▲」を参照ください。		50 条 43 条

■ 営利の場合の著作物の利用は、全て著作権者の許諾が必要です。
また、支払いも生じます。(出版社の許諾を要する場合もあります。)

➡ 出版社へ連絡 ➡ 著作権者・出版社(条件交渉の後)の許諾を得る。

■ 下記の場合は、非営利でも著作権者の許諾が必要です。

利用形態	著作の内答等	対 応	著作権法
A 1. 絵本・紙芝居の拡大使用 (複製を伴う場合) 2. ペープサート 3. 紙芝居 4. さわる絵本 5. 布の絵本 6. エプロンシアター 7. パネルシアター 8. 人形劇 9. パワーポイント 10. その他、いかなる形態に おいても絵や文章を 変形して使用すること 11. 読み聞かせ動画の配信	●これらは全て原本に改変を加えて利用 (二次的使用)するもので、著作権者人格権 (同一性保持権、名誉・声望を害されない 等)に抵触。著作権者の許諾を要す。 絵本等の拡大使用は、出版権に抵触する こともあり、出版社の許諾を要する場合 がある。	 出版社(窓口)へ連絡 著作権者・出版社の許諾を得る	18～21 条 113 条 6
B 表紙以外の本文画の使用 (ウェブサイト、 ブックリスト等)	●表紙以外の本文画を使用する場合は、 引用にあたる場合を除き著作権者の 許諾を要す。 著作権者へ支払いが生ずることもある。 ★ブックリスト、図書館内のお知らせ、書 評 等(ウェブサイト上含む)に、表紙をそ のまま使用する場合は、商品を明示して いるものとみなされ慣行上無許諾で使 用できる(それ以外の表紙使用は要許 諾)。 表紙写真に加え、作品名・著作者名(作・ 文・絵・写真など)・出版社名を必ず一 体	 出版社(窓口)へ連絡 著作権者の許諾を得る	21 条
C その他	●ウェブサイト、教育委員会・人権団体 等のパンフレット等に文章や絵を使用 する場合は、引用にあたる場合を除き、 著作権者の許諾を要す。 著作権者へ支払いが生ずることもある。	 出版社(窓口)へ連絡 著作権者の許諾を得る	21 条

著作物利用許可申請書

各出版社へ FAX でお送りください。

年 月 日

出版元名 _____

申請者名 _____

団体名 _____

申請者(団体のご担当者)の住所・電話・FAX・E-mail

〒

住所

電話

FAX

E-mail _____

下記のように著作物を利用したく、申請いたします。

1.利用したい著作物

作品名・書 名 (短編集などの場合)	
作者(作・文・絵・写真 など)名	
出版社名	

2.利用形態・目的(「脚色して朗読劇に」「拡大コピーして大型絵本に」「ペープサートにして演じる」など具体的にお書きください。)

--

3.利用方法 (該当する場合はお書きください。)

対象者 人数(概数)		会場名	
主催者 (申請者と違う場合はお書きください)			
入場料等 (どちらかに✓を入れてください) ☐ 無料 ・ ☐ 有料 (円) ※開催にあたる必要最低限の経費に充当する場合は無料	謝礼の有無 ※交通費・昼食代程度であれば“なし”に ✓を入れてください	☐ あり ・ ☐ なし (円)	
使用期間		上演予定回数	

出版社使用欄

.....]用については、著作権者に無許諾で使用できます。

・上記の著作物利用について、著作権者より回答がありました。

・許諾します。 ・許諾しません。

但し以下のことを条件とします。

年 月 日

出版社名

〒住所